

令和4年度一斉改選市町別民生委員定数

市町名	H30.3.31 世帯数等の状況						R3.3.31 世帯数等の状況						世帯数等の状況 増減						高齢化率 %	面積 km ²	民生委員 1人 当たり面積 km ²	現行民生委員定数 人	変更要望数 人	次期定数 人	主任児童委員定数 人	変更要望数 人	次期定数 人	現行合計定数 人	変更要望数 人	定数案(R 4 年) 人	R 3・1 1 欠員 人
	人口	世帯数	被保護世帯	児童数(14歳以下)	ひとり親世帯	高齢者人口(65歳以上)	人口	世帯数	被保護世帯	児童数(14歳以下)	ひとり親世帯	高齢者人口(65歳以上)	人口	世帯数	被保護世帯	児童数(14歳以下)	ひとり親世帯	高齢者人口(65歳以上)													
	人	世帯	世帯	人	世帯	人	人	世帯	世帯	人	世帯	人	人	世帯	世帯	人	世帯	人													
広島県合計	949,628	430,129	5,809	117,168	7,412	304,541	928,489	434,902	5,622	109,720	7,279	307,221	△ 21,139	4,773	△ 187	△ 7,448	△ 133	2,680				2,337	+8	2,345	203	0	203	2,540	8	2,548	71
大竹市	27,326	12,860	155	3,052	216	9,349	26,569	12,944	154	2,879	202	9,409	△ 757	84	△ 1	△ 173	△ 14	60	35.4	78.57	1.267	62		62	6		6	68	0	68	4
廿日市市	117,487	51,685	543	15,330	855	34,019	116,866	52,840	538	15,183	825	35,613	△ 621	1,155	△ 5	△ 147	△ 30	1,594	30.5	489.49	2.342	209		209	16		16	225	0	225	6
安芸高田市	28,989	13,492	159	3,053	270	11,241	27,874	13,540	159	2,774	250	11,162	△ 1,115	48	0	△ 279	△ 20	△ 79	40.0	537.71	4.596	117		117	12		12	129	0	129	0
江田島市	23,594	12,348	164	1,924	193	10,192	21,862	11,914	145	1,654	208	9,837	△ 1,732	△ 434	△ 19	△ 270	15	△ 355	45.0	100.74	1.060	95		95	8		8	103	0	103	14
府中町	52,140	22,706	370	7,662	386	12,360	52,111	23,177	365	6,144	386	12,851	△ 29	471	△ 5	△ 1,518	0	491	24.7	10.41	0.101	103	+1	104	6		6	109	1	110	8
海田町	29,857	13,318	158	4,397	251	7,043	30,387	13,861	148	4,461	248	7,219	530	543	△ 10	64	△ 3	176	23.8	13.79	0.354	39		39	2		2	41	0	41	6
熊野町	24,303	10,578	132	3,078	212	8,316	23,638	10,596	113	2,881	214	8,344	△ 665	18	△ 19	△ 197	2	28	35.3	33.76	0.750	45		45	3		3	48	0	48	2
坂町	13,194	5,708	48	1,917	116	3,894	12,875	5,742	53	1,523	117	3,836	△ 319	34	5	△ 394	1	△ 58	29.8	15.69	0.490	32		32	2		2	34	0	34	1
安芸太田町	6,364	3,142	23	504	57	3,138	5,958	3,113	17	464	52	3,066	△ 406	△ 29	△ 6	△ 40	△ 5	△ 72	51.5	341.89	8.140	42		42	3		3	45	0	45	0
北広島町	18,885	8,532	87	2,025	148	7,108	18,073	8,016	73	1,822	155	7,002	△ 812	△ 516	△ 14	△ 203	7	△ 106	38.7	646.20	8.975	72		72	5		5	77	0	77	2
竹原市	26,038	12,486	170	2,462	214	10,270	24,387	12,196	149	2,125	194	10,146	△ 1,651	△ 290	△ 21	△ 337	△ 20	△ 124	41.6	118.30	1.557	76		76	7		7	83	0	83	2
東広島市	186,012	83,280	964	27,540	1,396	44,161	189,084	88,061	963	27,002	1,393	46,348	3,072	4,781	△ 1	△ 538	△ 3	2,187	24.5	635.16	2.139	297	+5	302	20		20	317	5	322	9
大崎上島町	7,568	4,212	42	523	24	3,655	7,144	4,138	36	552	25	3,435	△ 424	△ 74	△ 6	29	1	△ 220	48.1	43.11	1.003	43		43	3		3	46	0	46	0
三原市	95,053	43,780	802	11,251	789	32,149	91,317	43,556	774	10,339	772	32,307	△ 3,736	△ 224	△ 28	△ 912	△ 17	158	35.4	471.00	2.048	230		230	22		22	252	0	252	1
尾道市	138,396	64,562	1,231	15,467	1,161	48,641	133,549	64,507	1,171	14,389	1,103	48,502	△ 4,847	△ 55	△ 60	△ 1,078	△ 58	△ 139	36.3	285.11	0.841	339	+2	341	33		33	372	2	374	3
府中市	40,007	17,482	249	4,291	330	14,398	37,864	17,216	239	3,826	331	14,311	△ 2,143	△ 266	△ 10	△ 465	1	△ 87	37.8	195.75	1.796	109		109	12		12	121	0	121	3
世羅町	16,466	6,879	63	1,755	157	6,633	15,634	6,855	45	1,599	131	6,514	△ 832	△ 24	△ 18	△ 156	△ 26	△ 119	41.7	278.14	4.214	66		66	3		3	69	0	69	0
神石高原町	9,263	3,985	37	759	54	4,312	8,631	3,912	27	703	55	4,157	△ 632	△ 73	△ 10	△ 56	1	△ 155	48.2	381.98	8.488	45		45	4		4	49	0	49	0
三次市	52,776	23,444	221	6,387	475	18,579	50,852	23,416	270	5,985	389	18,385	△ 1,924	△ 28	49	△ 402	△ 86	△ 194	36.2	778.18	4.605	169		169	20		20	189	0	189	5
庄原市	35,910	15,650	191	3,791	108	15,083	33,814	15,302	183	3,415	229	14,777	△ 2,096	△ 348	△ 8	△ 376	121	△ 306	43.7	1,246.49	8.480	147		147	16		16	163	0	163	5

「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）」の概要について

1 改正の背景

民生委員法第4条により、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町の区域ごとに、市町長の意見を聴いて都道府県の条例で定めることとなっています。

県では、厚生労働省の通知により、民生委員の任期（3年間）の満了に合わせて定数の見直しを実施していますが、現在の全ての民生委員の任期が令和4年11月30日で満了となるため、民生委員定数の見直しを実施し、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する。

2 改正内容等について

(1) 民生委員の職務内容等

民生委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています（民生委員法第1条）。

民生委員は、市町に設置された民生委員推薦会が推薦した者を、県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年です。

(2) 定数決定方法等

民生委員の定数については、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、人口、面積、高齢化率等を勘案した県基準を定め、これに基づき各市町が、市町民生委員児童委員協議会と協議・検討した希望定数を踏まえ算出しています。（別紙1参照）

尾道市ほか2市町については、人口や高齢者数が増加しているため、改正内容のとおり増となっています。このほかの市町においては、変化が緩やか、人口が増加しても現在の体制で対応できる、又は人口が減少しても高齢者数は増加し、民生委員の活動ニーズに変わりはないことなどから、定数を維持することとしています。（別紙2参照）

(3) 改正内容

市町名	現行定数	改正定数（案）
尾道市	372人	374人
東広島市	317人	322人
府中町	109人	110人

3 施行時期

令和4年12月1日

民生委員定数算定基準

一般基準	区 分		民生委員1人当たり世帯数	
	人口5万人以上の市		200世帯	
	5万人未満の市 2万5千人以上の町		170世帯	
	2万5千人未満の町		120世帯	
特別基準	区 分	県平均比率	民生委員1人当たり世帯数	
	面 積	2倍	115世帯	
		3倍	110世帯	
		4倍	105世帯	
		5倍	100世帯	
		0.5倍以下	世帯数で算出した民生委員数 ×0.9	
	高 齢 化 率	1.1倍	5万人以上の市	180世帯
			5万人未満の市 2万5千人以上の町	150世帯
			2万5千人未満の町	115世帯
		1.2倍	5万人以上の市	170世帯
			5万人未満の市 2万5千人以上の町	140世帯
			2万5千人未満の町	110世帯
		1.3倍	5万人以上の市	160世帯
			5万人未満の市 2万5千人以上の町	130世帯
			2万5千人未満の町	105世帯
		1.4倍	5万人以上の市	150世帯
			5万人未満の市 2万5千人以上の町	120世帯
			2万5千人未満の町	100世帯
		1.5倍	5万人以上の市	140世帯
			5万人未満の市 2万5千人以上の町	110世帯
			2万5千人未満の町	95世帯
	0.6~0.7倍	世帯数で算出した民生委員数 ×0.8		
	0.8~0.9倍	世帯数で算出した民生委員数 ×0.9		
被保護世帯数	1.5倍	5万人以上の市	190世帯	
		5万人未満の市 2万5千人以上の町	160世帯	
		2万5千人未満の町	115世帯	

※面積、高齢化率又は被保護世帯数が県平均よりも差が大きい場合は特別基準を用いて算定します。
 ※市町、市町民児協の意見を踏まえて定めているため、定数は基準より多い又は少ない場合があります。
 ※複数の特別基準に該当する場合は、民生委員1人当たり世帯数が最も少ない基準を適用します。

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する意見について

令和 4 年 3 月 24 日
地域共生社会推進課

1 概要

3 年に一度の民生委員の一斉改選に合わせて実施している定数改正について、市町のニーズ等を踏まえてまとめた定数案を、広島県社会福祉審議会及び県民から意見を募集したところ、1 件の意見がありました。

2 意見募集の結果について

意見募集	期間	募集方法	回答	備考
広島県社会福祉審議会	令和 3 年 12 月 20 日～ 令和 4 年 1 月 12 日	各委員に依頼文書を郵送	0 件	
パブリックコメント	令和 3 年 12 月 20 日～ 令和 4 年 1 月 18 日	県 HP, 広島県庁本館行政情報コーナー, 地域共生社会推進課, 各厚生環境事務所で公開	1 件	

3 意見の内容と県の考え方について

条例の一部改正に対する意見	県の考え方
県の『民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例』では市町単位で定数を定めているが自治体独自で域内の旧町単位などエリアごとに定数を決めていることは特に問題はないのか。	条例案で定める市町の定数につきましては、国の基準や各市町の意見を参酌しながら、県の基準に基づいて定めておりますので、妥当であると考えております。 一方自治体（市町）ごとの域内の定数の決め方については、「住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定に留意すること」と国の通知にもあることから、各市町で地域の実情を踏まえて決定されることが望ましく、問題はないと考えております。